

# 索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関する ガイドライン



令和5(2023)年2月28日  
一般財団法人日本鋼索交通協会

### 1.本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針として索道事業者を対象に作成するものである。

索道事業については、冬季間のスキー営業および夏季間の観光営業などがあり、輸送に使われる索道機種・営業内容等によっても運行状況が大きく異なっている。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

#### ○リスク評価

事業関係者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従業員及びお客様の動線や接触等を考慮した上でリスクの所在、程度を把握し、そのリスクに応じた対策を検討する。また、③地域における感染状況のリスクとして考慮しておく必要がある。

##### ①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫をおこなう。特に高頻度接触位(例えば、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターベルト、両替機、自動発払機など)に留意する。

##### ②飛沫感染のリスク評価

施設内における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを把握しておく。

##### ③地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の影響について考慮する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### 2.具体的な感染拡大予防について

(1)お客さまに気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客さまに次のことをお願いする。

- ①マスク着用については、原則として、個人の判断に委ねることを基本とする。
- ②乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにし、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座る。
- ③混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

### (2) 索道施設

#### ① 特殊索道

ア. 運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。（運行中は危険である）

#### ② 普通索道

ア. 箱型搬器（ロープウェイ・ゴンドラ等）については、窓を開けるなど適切な換気に努める。

イ. 搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的実施する。

#### ③ 券売所

ア. チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。

イ. チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。

### (3) 屋内施設（売店・付帯施設等）について

① 施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。

② 座席の間隔については一定の距離を確保する。

③ 提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。

④ お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。

⑤ 入室の人数制限や換気（※）の徹底もおこなう。

※例えば、法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）。必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を維持することも望ましい。乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿を考える。

### (4) 冬季営業でのパトロール隊について

① 負傷者の搬送でを使用した救助ボート類は搬送後、消毒する。

## 3. 従業員に関する対策

### (1) 健康確保

① 従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。

② 従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。

③ 自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

### (2)勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、適切な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員に屋内でマスクの着用を求めることは許容する。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。
- ⑤従業員が、一定の距離を保てるように作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ⑥朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

### (3)休憩施設・備品等の取扱い

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に適切に手洗いや手指消毒を励行する。
- ②休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこない、食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなどできるだけ距離を確保するよう努め、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ③トイレでは、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。
- ④共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。

### (4)従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ②新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

### (5)感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。
- ⑤衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。  
※ その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に努める。

・ 令和2(2022)年9月25日	制定
・ 令和3(2021)年6月3日	○リスク評価、2-(1)-⑤、2-(2)-⑥、3-(3)-⑥ 4項目追加 一部番号の訂正
・ 令和3(2021)年6月4日	2-(3)-⑥ (誤) 温度 ⇒ (正) 湿度 誤字修正
・ 令和4(2022)年11月7日	感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイド ラインの見直し
・ 令和5(2023)年2月28日	マスクの着用等について削除 「人との接触を8割減らす10のポイント」及び「『新しい 生活様式』の実践例を削除

---

# JFTA

---

一般財団法人  
日本鋼索交通協会

*Japan Funicular Transport Association*

〒111-0056

東京都台東区小島2丁目18番15号 新御徒町妙見屋ビル3階

TEL (03) 3866 -3163 FAX (03) 3866 - 3164

<http://www.nikokyo.or.jp> / E-mail:[jfta@nikokyo.or.jp](mailto:jfta@nikokyo.or.jp)

---